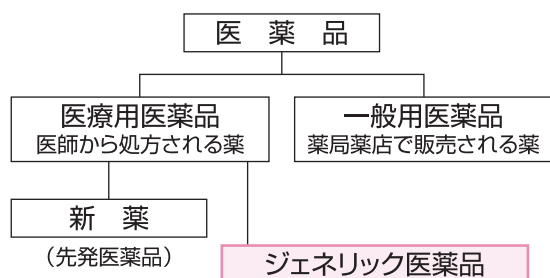


ご存じですか？ジェネリック医薬品



●ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

医薬品は、薬事法により様々な規制が定められており、新薬は、20年から25年間特許に守られ、開発メーカーが独占的に製造販売できます。

特許期間満了後、その有効成分は国民共有の財産となり、他の医薬品メーカーが厚生労働省の承認を得れば、新薬と同じ規制のもと、開発・製造・販売することができます。こうした医薬品の総称が「ジェネリック医薬品」です。※平成9年から品質再評価がなされ、品質管理はより厳しいものとなっています。

●ジェネリック医薬品の選択により、薬代を節約できます。

新薬を開発するには長い時間と多大な費用がかかるのに対し、ジェネリック医薬品の開発期間は3～5年であるため、新薬より低価格です。ジェネリック医薬品を選ぶことは、薬代の節約になり、増え続ける国民医療費の節減にもつながります。

●ジェネリック医薬品を希望するときには

①医療機関で処方箋を受け取る。



「後発医薬品への変更不可」という医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更できます。

②薬剤師からジェネリック医薬品の特徴や価格、変更した際の注意点などの説明を受け、薬を選ぶ。



医師や薬剤師に言い出しにくい方は、受付でジェネリック医薬品希望カードを出せば、意思表示することができます。

ジェネリック医薬品希望カードは保険証更新の際に同封しました。また、国保年金係窓口でも配布しています。

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

年金だより

20歳になられた学生の方へ

「学生納付特例制度」のご案内

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入することになっていますが、学生の方は、所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

●対象 大学等に在学する20歳以上の方で、本人の前年所得が118万円以下の方

●手続きに必要なもの
学生証か在学証明書の写し・印鑑

国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです！

●口座振替のメリット

- ・金融機関などに行く手間が省け、納め忘れがありません。
- ・月々50円割引される**早割制度**、現金納付よりも割引額が多い**6カ月前納・1年前納**もあり、大変お得です。

●口座振替申し出窓口

- ①ご希望の金融機関 ②岡谷年金事務所 ③住民福祉課国保年金係

●手続きに必要なもの

- ①納付書又は年金手帳 ②通帳 ③金融機関届出印

出張年金相談会のお知らせ

みなさんにご利用いただいております出張年金相談会を、平成23年度は次の日程で開設します。

●相談日（毎月第1水曜日。ただし5月は休み、24年1月は第2水曜日です。）

4月 6日(水)	5月は休みます	6月 1日(水)	7月 6日(水)
8月 3日(水)	9月 7日(水)	10月 5日(水)	11月 2日(水)
12月 7日(水)	1月11日(水)	2月 1日(水)	3月 7日(水)

●時間 午前10時～午後3時 ●場所 役場3階 301～303会議室 ●相談担当 岡谷年金事務所担当官

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661
住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111